

就学支援金申請【全員】・マイナンバー提出【対象者のみ】のお知らせ

令和7年度版

ご案内

就学支援金は、授業料が無料になる国の制度です。

就学支援金には所得制限がありますが、就学支援金を申請し不認定となった場合、その後に臨時支援金を申請することで授業料が無料となります。

そのため、収入にかかわらず全員申請してください。

制度詳細は、別紙パンフレットを御覧ください。

申請・提出期限：6月17日（火）【厳守・必着】

手続方法

オンライン申請システムの初回ログインID登録は、お済みですか？

はい

いいえ・不明

令和7年4月に、経営企画室に、マイナンバーを提出しましたか？

はい

いいえ・不明

オンライン申請システムより、「就学支援金」の申請を行ってください。
紙書類の提出は、必要ありません。

①オンライン申請システムより、「就学支援金」の申請を行ってください。
②青封筒の中に入っている「マイナンバー収集台紙」をよくお読みの上、青封筒の中に封入し、経営企画室に提出してください。
※青封筒の中に「マイナンバー収集台紙」が入っていない場合は、すでにマイナンバーが提出されています。

青封筒に同封されている「利用開始通知書」により、初回登録を行ってください。
※「利用開始通知書」が入っていない場合は、初回登録がすでに完了しています。

初回ログインID登録後、就学支援金の申請及びマイナンバーの提出を行ってください。

オンライン申請システムは、右のQRコードからアクセスしてください。
操作方法がわからない場合は、「六本木高校HP＞経営企画室から」より、操作動画やマニュアルをご覧ください。



備考

- 1 就学支援金の申請をしなかった場合、授業料をお支払いいただくことになります。
 - 2 就学支援金・臨時支援金は高等学校の在籍年限があります。
過去に別の高等学校等に在学していた場合、情報の入力をお願いいたします。
 - 3 臨時支援金の申請案内は、10月以降を予定しております。
- その他、御不明な点等ございましたら下記担当まで御連絡ください。